



Title	「戦後反動恐慌」と綿糸紡績業の対策
Author(s)	西川, 博史
Citation	北海道大學 經濟學研究, 21(1), 155-192
Issue Date	1971-03
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/31219
Type	bulletin (article)
File Information	21(1)_P155-192.pdf



[Instructions for use](#)

「戦後反動恐慌」と綿糸紡績業 の対策

西 川 博 史

I

大正9年3月15日、株式市場の崩壊を契機に日本資本主義は恐慌のどん底へとたたき落された。4月に入るとまもなく、増田ビルブローカー銀行の破綻が暴露され、株式市場は再度の大崩落を演じ、東西両取引所は立会停止を余儀なくされたが、この株式市場の混乱は商品市場にも波及し、恐慌の一般化へと発展していった。

もちろん、いうまでもなく、恐慌の必然性はそれに先立つ好況過程において醸成され、それが価値関係の暴力的破壊＝調整として現実化するのであるから、したがってその価値関係の暴力的破壊＝調整の全過程を、現実の具体的な蓄積機構にそくして明らかにすることがまず必要とされるであろう。

しかし、本稿では、その当面の問題をひとまず措き、具体的な恐慌過程のなかでいかなる「整理」が進展していったかを明らかにすることを目的とする。このことはさきの問題とも関連しつつ、この「恐慌の意義」¹⁾を日本資本主義全体のなかで把握する場合にぜひとも必要な作業であると思われるからである。

ところで、大正9年春に日本資本主義を襲った恐慌は、最も深刻な打撃を綿糸紡績業に与えたといわれている。そこでここでは、この綿糸紡績業に焦点を合せ、その「整理」過程、したがって恐慌対策の展開過程を、その事実

経過にそくして明らかにすることに問題を限定しておく。

さて、商品市場の崩壊は増田ビルブローカー銀行の破綻を機に株式市場の崩落に遅れて起るのであるが、最も激しい投機の対象をなしていた綿糸市場の恐慌状態は、一流二流三流の別なく綿糸布商を深刻な窮状に陥れることになった。彼等の困窮は恐慌の進展とともに激しさを増し、いよいよ流過程の大混乱を結果していくことになったが、綿業界の恐慌対策はまさにその時点で実行されていったのである²⁾。

- 1) 安藤良雄氏は、この戦後恐慌の意義に関して、「学問的、とくに理論的には、この恐慌が独占資本の段階における恐慌であるか否かということが大きな問題である」と指摘している。(安藤良雄『現代日本経済史入門』78頁)。
- 2) 「戦後反動恐慌」期における紡績業界の恐慌対策(特に本稿で論じられる「輸出綿糸組合」・「仲間取引総解合」)については、これまでその重要性について数々指摘されてきた。しかしそれは、たんなる「重要な事実問題」として論述される(庄司乙吉『紡績操業縮小史』)か、あるいはせいぜいこの「恐慌状態」の「激しさ」を説明するものとして取り上げられているにすぎない(大島清『日本恐慌史論』、現代日本産業発達史Ⅵ『繊維』その他多数の著書)。従ってこれまでの研究は、この恐慌対策に対する歴史的意義(意味と重要性)を明確に指摘することができずに終わっているといっても決して過言ではなからう。恐慌当時「経済界を救済する」ということが「大問題」であった(井上準之助『戦後に於ける経済及金融』76頁)にもかかわらず、その代表的な事例たる紡績業における「救済策」(恐慌対策)の意義が、今日いまだ確定されていないということはそれこそ「大問題」であり、本稿においてこうした作業を果たすということはもうひとつの目的であり、研究史上の一空白を埋める意味をもつことになる。

II

綿糸布相場崩落は、投機にかられ多量の商品を背負い込んだ綿糸布商人を、その荷捌不能による在荷激増と製品引取代金支払難という苦境に陥れ、日に日に彼等の窮状は激しさを増していった¹⁾。このため、東西の綿糸商組合は連日協議を重ね、操業短縮と既約綿糸の授受引延しを決議し、その旨を紡績会社に要請した²⁾。当初、この要求は紡績会社の受入れるところではなかつ

た。紡績会社にとっては、4月物受渡し不能の懸念がなく「曩きに行なはれた二月以来推積せる輸出約定品の特許や、今後に於ける輸出特許、並びに綿布の輸出増加は、徐々に難局を救治して往かう」⁸⁾という情勢判断がいまだ大勢をしめていたのである。しかし綿業界の実情は一向に回復せず、むしろますます悪化の傾向を示していたため、綿糸商側からの再三の要請もあってついに紡績連合会は5月7日「綿糸商側よりの懇請により五月十日より向ふ一か月間に六昼夜（従来の普通休業日を含む）休業すること」⁹⁾を決議するにいたった。約定品の引渡延期に関しては、個々別々の複雑な利害関係から、各自個別的に交渉することになったのである。

しかしながら、国内市場としての各地機業地における恐慌状態は、その生産活動を全く不可能にしていたため¹⁰⁾、市況は沈滞のまま動かず、回復の気配どころか在庫はますます増加し、操業短縮の効果はみるべきものがないという状態であった。ここにおいて、当面の大問題である5、6月物の受渡完了は望むべくもなく、すでに仲間のうちには既約品の受取を拒否する者も現われて、その影響の甚大さを痛感した綿糸商組合は、政府に対して綿糸輸出解禁運動を展開するとともに、紡績連合会に対してはさらに3割以上の操業短縮と当業者間の総解合を要請した。

こうした情勢のもとで、一般財界各方面においても、その救済策として同業者のシンデケート組織を提唱する者が多く、大阪商業会議所もその宣伝に努め、綿業関係者中にも日清紡社長宮島のごとく、シンデケート組織を具体的に立案するものさえ現われた¹¹⁾。

しかしながら綿業界におけるシンデケート団組織の問題は、操短問題、解合問題等各関係者の利害関係が複雑に絡み合い、容易に進むものではなかった。他方、綿業界の動揺・混乱は、銀塊下落による輸出打撃によってますます深まり、当業者達は、綿糸の輸出解禁が実施¹²⁾されると同時に、内地市価の漸落趨勢が輸入地商人の買控えを促進していることから、まず市価を安定させることによって輸出の増大を図ることに努力しなければならなかった。この輸出促進問題の検討にあたって、綿糸商組合と輸出商組合との利害がまず

一致し、さらにまた喜多又蔵（日本綿花社長）及び児玉一造（東洋綿花専務）による各関係者間の解合問題とシンデケート組織をめぐる利害調整の努力が実り、ここにはじめて、綿糸救済シンデケート団組織の具体案が、両氏によって大阪綿糸商及び輸出綿糸商の両同盟会に提示されることになったのである。そして5月14日には大阪綿糸商同盟会が、翌15日には輸出綿糸商同盟会がそれぞれ総会を開き、その根本方針を討議決定し⁽⁸⁾、次いで22日にはこの組織成立に不可欠の紡績会社の態度決定をみて⁹⁾、三者連合の「救済組織」がいよいよ確立することになった。

かくて成立をみたシンデケート団は、5月27日設立総会を開き、その規則を設定しその各称を輸出綿糸組合とした、概要は次のごとくである。

1. 組合の名称を輸出綿糸組合と称す。
2. 大阪綿糸商同盟会員たる本組員を甲種組員と称し、輸出綿糸商同盟会員たる本組員を乙種組員と称す。
3. 組合の存続期限を大正9年12月31日とす。
4. 組合の主たる業務は、本組員相互間並に本組員と大日本紡績連合会正会員との間における大正9年5、6月限阪神渡綿糸約定品中の未取引残荷を、其之を引取るべき者より買取り、之を海外に移輸出すること（但し事宜により内地に於いて売却することあるべし）、及上買取品の代金を支払う為め、適當の金融方法を講ずること。
5. 本組員は組合の手形債務其他金銭債務に付き連帯責任を負うものとす。
6. 大阪綿糸商同盟会員の全部又は1部が、綿布に行き本組合と同種の目的を有する組合を組織したる場合に於て、本組合の業務執行員が必要と認むるときは、本組員は銀行に対し同組合の為め金銭債務の連帯保証を為す義務を負うものとす。
7. 本組合買取綿糸全部の処分を了り、本組合に損失したるときは、其半額は大日本紡績連合会の補償金を以て之を填補し、其残額は甲種組員に於て其の5分の4、乙種組員に於て5分の1を負担し之を組合に払込むものとす。
8. 甲種組員又は乙種組員の全部が負担すべき損失額の同種組員間に於ける負担の割合は下の如し、
 - (イ) 半額は各組員をして均一に之を分担し、
 - (ロ) 他の半額は各組員が組合に提供したる綿糸の価格（棒値）に応じ各組員之を分担す。

（本項（イ）の如く半額を組員をして均一に負担せしむることは組合に全然

綿糸を提供せざるもの及び僅少の提供を為したるもの、負担余りに重きに失するが為め、後に至り各同盟会の内部の契約にて甲、乙組員共全部の負担額の5分の1は各組員をして均一に之を分担せしめ、5分の4は各組員が組合に提供したる綿糸の価格に応じ分担することに変更せられた。

9. 組員中其の分担額を支払うことを能はざるものあるときは其者の分担額は其者と同種類の他の組員をして前項の割合により分担せしむ。

(『動播史』559～560頁)

こうして成立した輸出綿糸組合は、直ちに解合手続きを進行させ、5月29日ついに5、6月限阪神渡約定品残荷の組合買入値段(解合棒値)を決定し¹⁰⁾、同時に荷物提供手続を次の如く決定した。

1. 5、6月限各綿糸商の売買約定は各自約定値段と輸出綿糸買入値段との値合金を授受決済し、荷物は最初の売約店より輸出綿糸組合に提供して代金を受取ること。
2. 紡績会社に買付約定のものにして未引取なるものは紡績会社に対して約定値段と輸出綿糸組合買入値段との値合金を支払い、紡績会社は荷物を輸出綿糸会社に引渡して買入代金を受取ること。
3. 輸出綿糸組合に提供すべき荷物は、5月31日午後5時限り届出づべきこと。
4. 荷物の受渡は7月15日限りとす。
5. 輸出綿糸組合は提供荷物買入代金より割引料(組合が銀行に対し大正9年11月15日まで負担すべきもの、即ち為替銀行に付ては年1割、内地銀行に付ては日歩3銭)を差引きたる額を小切手を以て支払い、割引料は別に手形を以て交付す、但し此の手形には利息を附せず、荷物提供者が紡績会社たる場合には、会社は割引料を荷物売渡申込人たる綿糸商に要求すること。
6. 組合買入解合棒値、金魚左20手415円。

(『動播史』560頁)

かくして、輸出綿糸シンデケートの結成と解合問題とが不可分な関係としてひとまず解決をみたのであるが、この輸出綿糸組合には綿糸買収所要資金に関する資金融通問題がいまだ残されていた。この重要な問題解決のために当組合業務執行委員は日本銀行及び関係銀行団と再三交渉をもち、その援助を懇請したが、その際、銀行側は資金融通に関して紡績会社全部がその責任を負う連帯保証を要求したため、紡績会社側は28日、再度態度を協議し、その結果、連帯保障は拒絶するが、代りに組員がその負担金に対し支払能力

を有しない場合にかぎり、その支払金額を補償するという条件を決議し¹¹⁾、これを銀行側も了承して、29日改めて日銀大阪支店長がその旨を公表した。その方法は為替銀行団は輸出綿糸に対し必要資金を融通し、大阪銀行団は内地向の資金を融通するというもので¹²⁾、必要なかぎり日本銀行が両銀行団に融通を与えるというものであった。

以上の如き準備の一切を整えた輸出綿糸商組合は¹³⁾、その買入綿糸代金の支払につき、為替銀行団に関する分を6月14日より、内地銀行団に関する分を18日より事務手続を開始し、荷物提供の受付は予定通り7月15日限りとし結局7月23日をもって全引受荷物に対する代金の支払を完了した。その実際収容荷物の数量及び代金は、数量92,372梱半、金額39,721,471円を算し、その製品供給者は29紡績会社を数えたが¹⁴⁾、当初資金の手当総額4,800万円(為替銀行団3,500万円、内地銀行団1,300万円)に対して、実際は800万円ほど少なくて済んだのである。

ところで、ここに成立した輸出綿糸組合は、5、6月限既約綿糸を解合値によって肩替りし、それを海外に輸出しようというものであったが、いまここで紡績会社が被る損益を計算してみると次の如くであろう。紡績会社はその既約製品を棒値にて引渡し、さらに棒値と先約値段との差益を収得する代りに、輸出綿糸組合の損失の半額負担と銀行融資資金の補償を引受けることになる。したがって、組合引渡品が棒値において処分し得た場合には、紡績会社には何等の損失もなく、高値契約品の完全実施が実現されたことになるのである。たとえ棒値処分が不可能で損失を計上するとしても、この解合棒値は契約値段からいっても市場状態からいってもかなり高値に見積られており¹⁵⁾、組合損失半額負担はそれほど大きな問題ではなく、かつまた、紡績会社にとっての当面の最大関心事が、対問屋筋の既約品受渡難にあったことを考えれば、そこには明らかに紡績会社側の利害が貫徹していたことを指摘できるであろう¹⁶⁾。

他方、こうした紡績会社の利益とならんで、綿糸商側においても金融上の援助と糸価維持の利益を得ることになったが、しかし、もともとかかる対策

の起因たる過剰生産の事態は、シンデケート組織の成立、解合の実行によっては少しも解決されるものではなかったから、たんに位置転換をしたにすぎない市場の莫大な綿糸停滞品は、綿糸価を下方へと強く圧迫し、さらに銀塊相場の崩落が海外輸出の期待を裏切り、紡績連合会の3割操短も何等の効果なく綿糸相場は一気に100円方の崩落を告げたのである。

このような綿糸市況のなかで、輸出綿糸シンデケートの買入値段の高値はいよいよその矛盾を暴露していくことになった。すなわち、綿糸商側は輸出綿糸組合へ荷物を提供すると同時に、直ちに値合金決済を紡績会社に義務づけられていたが、加速的な下落相場は綿糸商の値合金支払をますます困難にさせ、彼等の負担をよりいっそう苛酷なものにしていったばかりでなく、下落相場と高値買入値段との拡大する較差は、引受綿糸を海外に輸出するという輸出綿糸組合それ自体の機能を完全にマヒさせていったのである。

「曩に設定せられたるシンデケート買入値段中品二十手四百二十五円なりしもの、八月上旬には三百円台を割るが如き情勢にて、シンデケート抱擁荷物は正に市場の一贅瘤の観をなすに至れり、即ち其の消化方面に付て見れば、輸出は海外市場の動揺、為替相場の不利等よりして組合引受棒値に対し多大の損失を見切ることなくして之を為す能はず、又内地に於て之を処分せんか市場の圧迫は直ちに爰に具体化し、唯さへ軟弱の市況を愈々悪化せざれば已まざるの勢を示したれば、此の際十萬樞に近い荷物を抱擁せるシンデケートは、其の処分策に窮し、乃ち組合業務執行委員数次凝議の結果収容荷物は当分之が処分を為さざる旨を発表して時機を待望し荏苒時日を経過せり」
(『動揺史』562頁)

ここにおいて結局この輸出綿糸組合は、紡績会社の利害を貫徹しつつ、しかし逆にその強力な保証を得ることによって銀行資金（究極には日本銀行であるが）を導入し、当時約30万樞といわれた「市場停滞在荷品」の約 $\frac{1}{3}$ を買支える、つまり過剰生産の矛盾をなくしず的に処理していくための現実的な手段として機能していくことになったのである。

しかしながら、こうした矛盾の解決の仕方は、一時的な時間の引延しを意味するにすぎなく、資金提供当事者たる銀行団から強い抗議がでるのも当然のことといえた。かくて、8月30日、為替銀行団はシンデケート当事者に対

して「荷物処分に関する詰問」を行なったのである。しかしこの間、綿糸市況は一進一退を続け、依然として沈衰の域を出るものではなかった。僅かながら増進傾向を示す海外輸出も、綿糸価格の下落を唯一の基礎にしていたものであり、決して市場転換の起因たるものではなかったのである。

「紡績連合会は市況不振の調和策として、従来の三割操短に加ふるに一割を以てし八月十日以後四割操短の励行に決定せしものゝ如くなるも、尚以て一ヶ月十二万梱の生産を見るべく、此中より輸出の二万梱、会社の需要高四万二千梱を差引くも、残額五万八千梱を残し、内地機業界にして、約六万梱を消費するにあらざれば、滞貨増加の趨勢は阻止する事能はざるべし。現在内地機業の運転状態は、最盛時の約二割と見れば可なるべく。サスレバ其原糸需要高は二万梱を出でず、今月末には更に四万梱の停滞量を加ふる勘定となるべし。市場に於ては、綿糸は何れの日に底を入れ、類勢転換するものなるかに就き、種々臆測を逞し居るものゝ如くなるも、綿糸停滞の現勢にして阻止する能はざる限り、市価の底入れを期待するは頗る早計にして綿糸停滞の依然増加しつつある今日にありては、底入れには尚ほ相当日時を要するものと見る外はなし。所詮綿業界の持直りは、機業の恢復して相当なる需要を喚起し綿糸停滞の趨勢が阻止されたる時に端を發するものと見るが穩当にして、現状を続ける限り、到底其望みなしと言はざるべからず。

(『ダイヤモンド』大9・8・21「綿糸輸出の現状と市況の前途」)。

しかしまた、かかる綿糸市況悪化の事態と関連して指摘されねばならないことは、紡績会社側の動向である。すなわち、後述する「総解合」の進捗と共に、過剰商品は漸く危機に瀕する綿糸商側から巨大な蓄積資金を擁する紡績会社へと移行していったが、紡績会社はその時点で自己の有利な地位を利用して、積極的に「廉売政策」を展開し始め、輸出促進と冬織物需要期にある織物機業地の需要喚起を意図していったのである¹⁷⁾。こうした紡績会社の「政策」は、同時にまた「市場の滞貨が投げ売するを必要とする人の手から持ち堪へ得るものゝ手に移ったことを暗示(し)、…随って今後の相場は、是れまでのように恐ろしい投げ崩れを演ぜず、大勢に圧せられて下るにしても歯止をした車輪の如く、抵抗力を示して往くであろう¹⁸⁾」ということを意味し、事実、その「政策」の効果が顕著に現われはじめた10月中旬には¹⁹⁾、早くも政策転換が実施されていたのである。

「九月中旬より十月にかけて、各会社共綿糸の廉売を行なった。斯くして其販売数量は大阪方面にだけでも約五万梱に達するだらうと伝えられ、其廉売品が内地方面に散逸した。而して此紡績会社の廉売政策は痛く市場を圧迫したが、十月中旬に到り、市況が一度転向の氣勢を示すや、紡績会社俄然其態度を一変し、従来の廉売主義を中止して代ふるに隠忍持久の態度を以てした。即ち出来るだけ高唱えにて売渡し、小刻みに少量宛販売する事にした。市中の綿糸問屋も出来るだけ高く売り退き、従来の損害を軽減したいのが彼等の願望であるから、紡績会社の態度と歩調を合せて市価を上へ上へと押し上げたのである。

(『ダイヤモンド』大9・11・21「綿糸反撥と前進」)。

ところで、9月に入って為替銀行団は再度契約の期日厳守とその支払方法に関して難詰するところとなったが、米棉安に加えて「廉売政策」の断行もあって市況はますます悪化の様相を呈し、さらに「借入金返済期日の延期懇請」²⁰⁾も不安をいっそう助長することとなり、組合組織内部の利害対立もいよいよ表面化してきて²¹⁾、ここにシンデケート荷物処分の方が積極的に打ちだされるようになっていった。当初組合は、持荷処分がさらに市場を悪化させることを懸念し、紡績会社に対して自社製品の買戻しを要請したが、「然れども本件は連合会加盟会社に一致の行動を強制し難き性質のものなれば、会社各箇の決定に待つより外なき」²²⁾ということで、買戻問題は結局不成立に終わったのである。

他方、「借入金継続」については組合と関係銀行との交渉にまかされ²³⁾、ひとまず応急処置として引受品約10万梱に対する損失概算額を算定し、組合規約にもとづき各関係者は自己の損失分担額を9月30日迄に為替手形によって銀行に提供することになった。ここにおける組合損失概算額は時価計算より1,500万円とされ、その半額750万円を紡績会社側と組合員がそれぞれ負担することになったのである²⁴⁾。こうしたなかで「借入金継続」の交渉も進み、その結果11月15日の期日に至り、その当時の綿糸価(8掛)と現担保価格との仮定差損金を現金もしくは同額の現物をもって支払うという条件で継続交渉はともかくまとまることになった。

かくしてここにおいて、輸出綿糸組合特別委員は当初の目的たる海外輸出方針を断念し、紡績会社及び銀行側の了解をとりつけ、保有綿糸を国内市場

で処分することに意を決した。その方法は競売形式を採用するもので、第1回入札は10月22日に実行されたのである。この時の競売予定数量は14,315梱であったが、落札数量は僅か6,799梱であった²⁵⁾。しかしこうした組合保有綿糸の内地市場での処分は、漸く反撥しかけた綿糸市況を圧迫し、11月15日までの1カ月間に約10万梱の保有綿糸の処分をさらに続行することになると、既に指摘しておいた紡績会社の「政策」効果の激減をもたらすため、また同時に綿糸商の利害にも多大な影響を与えるため、持荷処分続行中止の要望があらわれてきた²⁶⁾。そこで、組合当事者は紡績会社と再三交渉をくり返した結果、輸出綿糸シンヂケートは相当の価格をもって持荷を処分するよう努力するが、それでもなお処分残りが生じた場合はその処分を急がず、別個の救済会社を新設して、シンヂケートの損益及び持荷等一切を継続させることに計画を変更した(輸出綿糸株式会社案)²⁷⁾。かくて、予定期日を期限とする早急の持荷処分の計画変更が一時的とはいえ市場の不安気分を一掃することになり、折柄、織物機業界の回復によって高騰気勢にあった綿糸市況を刺激し、綿糸相場の反騰傾向をさらに促進することになったのである。

ここにおいて輸出綿糸組合は、第2回(10月30日)、第3回(11月5日)競売を次々と実行していった。

第1表 大阪綿糸競売高(梱)

	予定数量	入札数量	落札数量
第1回競売(10月22日)	14,315	45,000	6,799
第2回競売(10月30日)	85,573	124,671	12,761
第3回競売(11月5日)	72,812	54,680	6,625
合計	172,700	224,351	26,185
差引残高 (処分比率)			66,187.5 (28.4)

資)『動揺史』(564頁)、『ダイヤモンド』(大9・12・1)「シ団綿糸競売の経過」、深沢甲子男『紡績業の混乱と其将来』(90頁)。

注)この三者の提示する数字には若干の相異がある。特に後二者においては、第2回落札数量が12,815梱となっており、そのため予定数量も異り、差引残高も異なることになる。ここでは、主に『動揺史』の記述によっている。但し、入札数量は他二書によるものである。

第2表 競売綿糸値段(円)

銘柄	引受棒値	第1回 競売	第2回 競売	第3回 競売	10月5日の 成行相場
鐘 12 手	323	236	306	295	212
鐘 16 手	383	270	330	320	247
鐘 20 手	420	265	358	340	260
金魚 20 手	415	258	348	329	240
双鹿 32 手	540	-	485	485	360
雉 42 手 撚	660	-	520	515	425
諫鼓 60 手 撚	850	-	721	740	600
紫鳳 80 手 撚	1,100	-	-	920	670

資)『ダイヤモンド』大9・12・1「シ団綿糸競売の経過」。

この3回に亘る競売によって輸出綿糸シンヂケートは約2万6,000梱の保有綿糸を処分し、残額約6万6,000梱を持荷することになった。落札値段は相当な高値をだし、10月5日に輸出綿糸組合がだした損失勘定をはるかに下回ることになった。この落札値段は、シンヂケート引受棒値と比較してみても、いまだ低位とはいえ、第2回競売値段はかなり接近しているのである。

とくにそれは太番手に著しく、太番10手にいたっては棒値を3円程上回ってさえたのである²⁸⁾。こうした高値は、もちろん市況の硬勢によるものではあったが、入札資格者が紡績会社及びシンヂケート関係者に限定されていたことから「高値呼」があったと思われ、かかる高値が逆に綿糸相場の高騰をもたらしたことも事実であろう。

しかしながら、国内市場の綿糸価高騰がいまや海外輸出を圧迫しはじめ、市況は再び11月中旬ころから軟弱化を示していった。「市価が下落すれば輸出が増加し、市価が上れば輸出の減勢に一転するは必然の趨勢であって、今後とも内地の市況が海外市場の相場を上回るやうの事であれば、到底輸出の増進は期せられ無い」²⁹⁾というように、国内市場の状態と綿糸輸出の相関が明らかになってくるなかで、先の「輸出綿糸株式会社」案が、損失軽減のための高値処分と海外輸出のための安値相場との矛盾に直面して立消えになっていくのも当然のことであった³⁰⁾。

ここにおいて輸出綿糸組合は、とにかく組合期限の12月31日迄に未処分持荷の一掃を実現しなければならなくなった。そこで資金融通銀行団に対してはその期日まで融通資金返済の延期を要請するとともに³¹⁾、第4回(11月16日)、第5回(11月24日)の競売を実行していった。ところが市況は、海外輸出の不振と「4割操短」効果の不成績³²⁾のために、さらに加えて国内織物市場の不需期が重なり、再混乱の様相を呈してきたため、12月1日の第6回入札は落札皆無という状態に終わったのである。にもかかわらず、持荷処分方針を変更するわけにもいかず、そこで組合は悪化市況にあって処分を円滑にするために、これまでの競売形式を改めて糶売りにすることに決定し、12月4日糶売市場を開設したが、糶売予定高約52,000梱のうち僅か3,800梱が処分されたにすぎなかった。そればかりでなく、12月7日の糶売市場は市況を圧迫するにすぎないという理由で中止にさえたのである。

このように「綿糸シンデケートの存在が、其最初の目論見であった綿業界の救済施設たる性質を比較的発揚せずして、次第に綿業界に対する脅威を加へて行き、其損害高の増減も、シ団自身の作用に基く所少く、却って外部の事情に依り左右された」³³⁾のであり、もはや綿糸市況の状態は良好な処分の可能性を与えるべくもなく、かえってこのシンデケートの多額な保有綿糸が、それだけで市況を圧迫する作用をなし、次の持荷処分をますます困難にしつつ、輸出綿糸組合の損失高を、いたずらに増大させていくだけであった。しかし荷物最終処分期日は漸次接近し、銀行団からの借入金返済もこの持荷処分の実行なくしては不可能であったため、組合当事者はついに次の如き最終処分案をシンデケート関係者に通知することにした。それは安値の糶売し標準底値を設定し、大糶売会を開いて可能なかぎり持荷綿糸の処置をつけ、なお値段が出合わず残荷になったものに対しては、別に引受会社を作って肩替りを行なうというものであった³⁴⁾。

ところが、その糶売標準底値はあまりも低位に切下げられたため、当時の市場相場より30円方安値に位置することになった³⁵⁾。かかる低価格は、紡績会社にとっては、自社製品の声価を低落させ、また「操短率拡張」の要望が

再燃している綿糸市況をさらに動揺させるという直接的利害に関係するためこの持荷最終処分案を拒否するにいたった。かくて荷物処分の事態は最悪の方向に傾き、それをめぐって関係各諸団体間の利害が衝突し、物議をかもしたのである³⁴⁾。が、しかし、組合の存続はそれ自体で市況不安の一要因をなすため、とくに組合に比較的關係の薄い綿糸商の強力な組合撤廃論があり、紡績会社にとっても、連帯保証継続による不安はもちろんのこと、さらに投売の処分が綿糸商を圧迫し、先約値合金等の未決算関係に支障をきたす恐れがあり、また同時に、この安値が現物相場にも反映して紡績会社の「営業収入」に悪影響を及ぼしかねないので、ここに再び紡績会社による自社製品買戻しの議が現われるにいたったのである。

これまで紡績会社は自社製品の買戻しを極力回避してきたが、いまやこのシンデケートの多量な持荷が、綿糸市場の回復にきわめて重大な阻碍要因として作用しているため、今度は自己の利害関心に基ついて従来の方針を変更し、むしろ積極的に自社製品買戻しを実現していくことになったのである³⁵⁾。

かくして、12月22日買戻し価格が決定され、残存綿糸49,729梱半中39,264梱半が紡績会社を買戻され、翌23日糶売市場に付され、先の糶売最低値よりも高値で全部処分されたのである³⁶⁾。

第3表 大阪綿糸競売高(梱)

	予定数量	入札数量	落札数量
前回までの合計	172,700	224,351	26,185
第4回競売(11月16日)	66,187	35,430	5,985
第5回競売(11月24日)	60,202	43,975	8,471
第6回競売(12月4日)	51,731	47,873	△ 3,804
第7回競売(12月23日)	8,665	-	△ 8,665
合計	359,485	351,639	53,110
会社買戻高 (対引受荷物比)			39,264.5 (42.5)

資) 『ダイヤモンド』大10・1・21「輸出綿糸組合解散の顛末」、前掲『紡績業の混乱と其将来』(92頁)、『動搖史』。

備) △印は鞭売市場。

注) 第1表と同様である。但しここでは『動搖史』に第7回の落札数量を除いて、落札数量の記述がないため他二書によったが、その場合、第4回～第6回までのいずれかの数字に2梱の誤り(多くなっている)がある。なお、予定数量は筆者が計算したものであり、入札数量は主に『ダイヤモンド』によった。深沢前掲書では第6回競売落札数量は3,865梱となっている。現在の手元資料ではかかる問題を解決できない。なお、東京輸出綿糸組合に関する数量は、三者とも同一である。

第4表 輸出綿糸組合総決算表(円)

収 入		支 出	
引受綿糸売上高	25,360,346	銀行借入金	39,721,471
銀行預金利息	5,659	未払割引料	368,594
什器処分金	1,500	未払綿糸代金	1,658,475
		保管料	387,924
		諸経費	17,565
		報酬金	15,000
		差損金	11,590
合 計	25,367,502	合 計	42,180,619
		差引損失金	16,813,114

資) 前掲『紡績業の混乱と其将来』103～104頁。

備) 未払割引料は11月15日手形借継に関するもの。

未払綿糸代金は棒値不足額組合員渡手形。

差損金は1,500万円に対する12月25日より27日までの3日間の日歩。

注) なお『ダイヤモンド』大10・1・21「輸出綿糸組合解散の顛末」にも、この決算表が掲載されているが、数値がかなり異なる。ここでは『動搖史』の記述に基づき、深沢氏のを正当なものと判断し採用した。

以上の如き経過をへて、輸出綿糸組合は12月31日を以て解散したが、その総失額は1,680余万円にのぼり、これを紡績会社側と綿糸商側が折半して負担することになったが、先に「仮定損失金」1,500万円を徴収しているため結局残額は少額に留り、翌10年1月15日をもって滞りなく払込を完了したのである³⁹⁾。

- 1) 綿糸商の当時の状態は次のごとくであった。「紡績会社対綿糸商の四、六月物先約値段は概して左二十手標準四百五十円位であつたらしい。中には四百三十円位のものも、五百円台のものもあつたろうが、それは一部分に過ぎない。四月中は概して此の値段が保たれていたので、一部薄資者が紡績会社に対し、受渡延期を求めた位に止まって、大部分は契約が履行された。五月になるとそれが三百円台に落ち、先約値段と非常な鞘開きを生じたのと、金融が更に梗塞して来たので、有力な第一流綿糸商も、引取り難を唱ふるに至った。単に綿糸商と云ふても、其の取扱ふ綿糸の銘柄や、資力の厚薄によって、色々区分することが出来るが、仮りに大まかな分類をすれば、
- (一) 三井物産日本綿花等を主とする輸出商（最有力なるもの）、
 - (二) 伊藤忠等によって代表さるる江州系、
 - (三) 関東物を主とする堀留筋、
 - (四) 名古屋を中心とする中京系、其他の新進者及び多くの商事会社、
- 等に分けられよう、各地の機業家は是れ等の手から買次ぐのである。今度の暴落で綿糸商の受けた打撃の程度は、第四に属するものを最大とし、以下(三)(二)(一)という順序であった。第四に属するものは四月中既に窮境に陥つたが、五月に至つて堀留筋の某商店が窮地に陥り、富士日清の両社に懇請して解合の交渉を開いた。当時鐘紡大日本紡等は関西側と別個の取扱をするわけには往かぬという理由で之れに反対した。併し江州大阪筋の有力者も次第に糸価低落と、各地動搖の波動を享けて関東側と同一状態に陥らんとする形勢を生じた。(『東洋経済新報』大9・6・5 放資「綿業界の諸問題と紡績会社の前途」)。以下『新報』と略称する。
- 2) この要請は、はじめ東京綿糸商組合が各地の同業者に賛同を求めたものであるが、その際、東京側の「五月一日より一割操短」要請に対して、大阪側は「三割操短を本年中継続」という修正案を出し、その結果大阪側の提議が容られることになった。(庄司乙吉『紡績操業短縮史』361～362頁)。
- 3) 『新報』大9・5・8 放資「諸会社と投機的利得」(三)。
- 4) 『大日本紡績連合月報』333号(大9・5)「委員会録事」。以下『月報』と略称する。
- 5) 「全国の機業地は到る処に苦痛を訴へて事業を休止するの止むなきもの続出しつゝあるの現状なり。……既発手形の支払期日は相尋で到るも、新手形融通の途梗塞して進退に窮するもの寡らず。約定物品の期日到るも資金の状態は其授受を許さず、破約其他の紛糾は日に増加せる勢なり」(『ダイヤモンド』大9・5・11「資金用途の抑減」。なお『同』大9・7・21「関西機業地の現状」、「名古屋地方の機業」を参照)。
- 6) この宮島議案については、『月報』339号(大9・11)「綿糸布解合事情」(一)

に詳しい。

- 7) 「戦後好況期」に政府は物価調節の目的をもって綿糸輸出に制限を加えていた(拙稿『『大戦好況期』における紡績資本の動向』〔北大『経済学研究』第20巻2号〕参照)が、これに対して、日本綿糸布商連合会は紡績社と提携して、4月末主務省にその「制限令」の撤廃と輸出為替資金の融通を要請した。ここにおいて政府は、4月27日、20番手以下の太物の輸出緩和を布告したが、しかしその特許制的輸出制限は困難を伴い、さらに陳情を重ねた結果、ついに綿糸輸出解禁の声明をみるに至った。(日銀調査局「世界戦争終了後に於ケル本邦財界動揺史」『日本金融史資料』第22巻557頁参照)。以下、『動揺史』と略称し、引用する場合「カタカナ」を「ひらがな」に直した。
- 8) 『動揺史』558頁。
- 9) 紡績連合会における決議は次の如くである。
1. 綿糸布商側に於ける五、六両月物解合に関する綿糸布『シンヂケート』に対し当会に於て下記の方法を取ることを。
 - イ 紡績側は該シンヂケートに加入せざること。
 - ロ 該シンヂケートに於ける損失金の内其半額を当会より提供すること但し利益ありたる時と雖も当会は之が分配に与らざること。
 - ハ 前項当会提供品の各社分担割合の決定は委員長に一任すること。
 - ニ 該『シンヂケート』に対する当会特別委員として下記五会社を推薦すること。

大日本紡績、東洋紡績、鐘淵紡績、大阪合同紡績、富士瓦斯紡績
(『月報』334号〈大9・6〉「委員会録事」)
- 10) 輸出綿糸組合の解合棒値一覧は、『月報』339号(大9・11)「綿糸布解合事情」(一)を参照。
- 11) この紡績連合会の「補償条件」決議については、『月報』334号(大9・6)「本会記事」参照。なおまた、紡績連合会が銀行に差入れた覚書は次の如くである。

今般綿糸商同盟会々員及輸出綿糸商同盟会々員有志に依り輸出綿糸組合を組織し極力綿糸の輸出を計るに付大日本紡績連合会々員は該組合と別紙契約を締結し輸出綿糸組合が買取りたる本年五六月渡綿糸約定品を処分することに因りて生じたる損失に対して、其半額を負担すべく又若し組合が半額負担に堪へざる場合に於ては其損失全額を負担可致に付該シンヂケートに対し輸出為替資金の融通相成様致度然る上は万一組合に於て損失を被り御融通金の返還を怠り候節は前記大日本連合会々員の負担額迄は貴行に対し責任を負い弁償可仕此段得貴意候也

大正九年 月 日

大日本紡績連合会

委員会社（連名調印）

（『月報』339号〈大9・11〉「綿糸布解合事情」（一））

12) この資金融通に参加する銀行は次の13行である。

- 1 為替銀行団 横浜正金銀行大阪支店、台湾銀行大阪支店、朝鮮銀行大阪支店、三井銀行大阪支店、三菱銀行大阪支店、住友銀行
- 2 内地銀行団 三十四銀行、住友銀行、鴻池銀行、山口銀行、浪速銀行、近江銀行、加島銀行 （『月報』同上）。

13) 他方、東京綿糸商側は大阪シンヂケート団への参加及び解合問題に行悩み再三協議を重ねた結果、シンヂケート団参加が諸方面に有利な関係をもたらすという判断から、この輸出綿糸組合に加入することを6月4日の東京綿糸組合総会に於て決議した。当初、東京側がシンヂケート団参加にはほろりかけたとき、東京側には大阪の支店出張所が $\frac{3}{4}$ にもみたくない状態であったので、損失負担率に別途の協議を要するため、それをめぐって一時紛糾し、別個のシンヂケート形成というところまで進んだが、紡績会社との折合がなかなかつかないため、とにかく一応大阪側に正式に加入するという事になったのである。その際、別に負担率を決めることになっていた。（『ダイヤモンド』大9・6・11「綿糸救済の経過」、同、大9・6・21「綿糸解合の経過」）。しかしながら、その後の損失負担率及び棒値の決定に当って、東京と大阪との取引状態の差異が両者一律の決定を困難なものとし、結局6月24日、東京綿糸商組合員有志が紡績会社承認のもとに東京輸出綿糸商組合を設立することになった。（『動揺史』572頁）。ところでその引受綿糸6,885梱は、輸出綿糸組合（大阪）に比して僅少なものであり、その経過はほとんど大阪側のそれと同様なもので、解散時の処分も370梱、158余万円という少額なものであったので、本稿においては東京輸出綿糸組合について割愛することにした。

14) 『動揺史』561頁。この内には、組合の成立によってさらにそれ以降の解合が行なわれるような状態になってきたために、「問屋から引取を欲しないもの、擁荷力の無い問屋に対する引渡品は、輸出シンヂケートが作成した棒値をもって組合が引受ける事になった」ものも含まれていたのである。（『ダイヤモンド』大9・6・11「綿糸底入れ」）。なお、5月31日の「渡渡申込数」は40玉入92,955梱であった。（『動揺史』560頁。庄司・前掲書は92,880梱と記述している）。

15) 正確な数値とはいえないがこれを表示すれば次の如くである。

第5表 紡績各社左20手棒値、契約値及び時価（円）

	鐘淵	合同	大日本	東洋	倉敷	福島	岸和田	日出	明治	大分	今治	寺田	和歌山
解合棒値	420	415	415	415	415	395	375	390	410	388	390	380	388
契約値段	442	395	415	412	385	397	387	410	421	391	442	365	375
現物相場	380	400	375	388	370	490	306	380	345	262	547	325	385

- 資) 『月報』339号(大11・9)「綿糸布解合事情」(一), 『月報』322号(大8・6)及び334号(大9・6)「紡績糸最高低相場」。
- 備) ① 契約値段は、その先約期間をほぼ1年間として、大正9年5月の各社報告による現物相場の平均である。しかし当時としては、現物相場よりも契約値段は低位に置かれていた(拙稿前掲論文)ことを注意すべきである。
- ② 現物相場は、各社報告による大正9年5月の現物値段の最低である。ここに最低値段をとった理由は、当時の相場が漸落傾向にあり、また現物相場に比して取引所相場は激的な崩落を示していたことから、それが市況をよりよく反映していると思われたからである。
- ③ 解合棒値の銘柄は資料によって各社に帰属せしめたが、各社報告の現物相場とは必ずしも一致するものではない。

- 16) 高橋亀吉氏はこのことについて次のように指摘している。

「一体、平常時の紡績会社製品の先売は六ヶ月の範囲に止まったが、当時は思惑投機熱狂のため、翌年秋期迄延長(約十八、九ヶ月余)されていた(庄司乙吉、前掲書三六八頁)ことに顧みれば、シンヂケート結成は紡績会社の自衛策でもあったわけだ」(高橋亀吉『大正昭和財界変動史』(上)333頁)。

また、日清紡社長宮島清次郎が、操短による救済よりも5、6月物解合を高く評価し、さらに進んでそれ以降の解合を積極的に主張していることから、このシンヂケート結成が紡績会社にとって重大な関心事であったことをうかがえよう。(『ダイヤモンド』大9・6・11「綿糸は底入れ」〔日清紡社長宮島清次郎氏談〕)。

- 17) かかる「廉売」には、確かに、指摘したごとき「政策的」意図があったことは事実であり、それ故、そうした「廉売政策」ははじめから長期的継続的たる性格をもつものではなく、かつまた決してもちえないものであった。何故なら問屋手持にかかわる市場停滞品は、いまだことごとく銀行担保に入っており継続的な価格引下げはこの担保品価値の下落となって問屋はもちろん銀行までも危機に陥らせることになり、ひいては「値合金」収受を目的とする紡績会社にもその悪影響が波及する恐れもあったからである。
- 18) 『新報』大9・10・23社説「綿糸モスリン急騰」。
- 19) 綿糸市場は、10月12日の安値を底に日を逐って上昇し、11月2日には100円以上(20手)もの高騰を示した。こうした「中間景気」の背景には、紡績会社の「価格吊り上げ政策」を支える「織物市場」の需要増進と輸出の顕著な伸びがあったことはいうまでもない。

「久しく綿糸市場の成行きを傍観してをった機業家は、製品の需要期に入ってをる時と云ひ、底値見当の此の辺りと云ふ見越から俄かに品捌きを増した」(『新報』大9・11・6商品市場「綿糸の急反撥と前途」)。

「従来原糸買付振りは、各地共、其時の所要量丈けをマバラに買埋めて

居ったもので、いわば買付け振りが散漫であった。然るに先月末の買付振りは全然面目を一新して来た」（『ダイヤモンド』大9・11・21「綿糸反撥と前途」）。また、輸出も増大し、10月には当時の約13万梱（4割操短実施）の生産高のうち、約 $\frac{1}{3}$ が輸出されていたのである。

- 20) 輸出綿糸組合は、9月8日、資金融通銀行団に対して「借入金継続懇請」を行ったが、「然るに正金銀行は之に対し組合の輸出計画せざることを難詰し、期限たる十一月十五日迄に果して貨物の処分を為し得るや否や、若し之を為し得ず更に其の期限を数箇月延期するの已むなきに至るとすれば結局如何なる方法により荷物の処分をなすべきや」として、この懇請を拒否した。（『動揺史』562頁）。

- 21) この組織内部の利害対立を『動揺史』は次のように指摘している。

「而もシンデケート損失負担相当巨額に上るべし、而して自己資力の減滅と共に、他薄資者の不始末暴露に際し、其余沫を蒙るべきを恐れ又は総解合問題の経過と関連し現在責任以上に組合存立の基礎たる連帯責任の継続に付き反対を声明する者あり、又紡績側に在りても大小会社間其利害を異にし小会社は直接其製品をシンデケートに買取せらるゝの利害を享けざるに拘わらずシンデケート損失の負担を強いらるゝを懇へ、大会社に於てもシンデケートの存続及其收容荷物の処分躊躇は徒に局面展開を阻碍するに過ぎずと論ずる者あり、紡績側の保障継続の如き到底其の認諾を得ること絶望と看做されたり」（563頁）。

- 22) 同上、(562頁)。

- 23) 紡績連合会の「買戻問題」と「借入金継続問題」に関する態度は次の如くであった。

「シンデケート引受荷物に就ては同組合に於て市場を悪化せざる程度に於て漸次売却の方針を取られ度く尚ほ借入金に対しては借入金継続方をシンデケートより関係銀行に交渉せられんことを同組合に希望し銀行に対する上交渉経過を聞き取りたる上更に委員会を開くこと」（『月報』337号（大9・9）「委員会録事」）。

- 24) 「損失引受手形の徴収は実際に於て、紡績側及び組合側共相当の困難を伴ひ後者にありては既に綿糸布総解合値合金決済上に不能を暴露せる者もありて、其結果手形の供託を為し得ざりし者五名を出せり」（『動揺史』563頁）
- 25) この第一回競売における「入札値段は市場の相場に比し三五円乃至七八円安となり一般の予期に反し頗る不振の結果を示せるも茲に至れる所以は入札発表前に於て紡績会社側の諒解を得置かざりし関係より委員会社中反感を抱く者あり為めに期待せられたる此方面の入札は僅に問屋筋の手を経て小口のものありたるのみに止まり全然失敗に帰した」というように、この持荷処分

に関する紡績会社の地位が重大であったことを銘記すべきである。(深沢甲子男『紡績業の混乱と其将来』89～90頁)。

- 26) 例えば、宮島日清紡社長は、シンヂケート持荷の市場に対する圧迫を除去し、その値下りによる損失の負担を緩和する目的で、綿糸商及び紡績会社の拠出すべき損失補償を資本金として輸出綿糸株式会社を設立し、ここにシンヂケート持荷を肩替りさせるという試案を提出している。(『動播史』564頁)
- 27) 紡績連合会では、「輸出綿糸株式会社創立の件」に関し、大日本紡、日清紡、東洋紡、大阪合同紡を調査委員にして輸出綿糸組合側と連合調査にあたることを決定した。(『月報』339号(大9・11)「委員会録事」)。
- 28) 太番10手について第2表の如き 確実な値段を入手できなかったが、『ダイヤモンド』大9・11・21「綿糸反撥と前途」の記事中にみられたものである。また次のような指摘もある。「而して落札価格は何れも時価より五七円高にて殊に太番物の如きは大半棒値を抜くの好況を示した」(深沢・前掲書90頁)
- 29) 『ダイヤモンド』大10・3・11「綿糸激落と前途」。
- 30) 武藤山治は、輸出綿糸組合が失敗であったとしてその理由を次の如く述べている。

「吾々は海外市場に投売を必要とする時期に於て、それを救済する手段としてシンヂケートを組織したのであるが、今日からみれば、其計画 其れ自身に於て大なる矛盾があったのであります。輸出する為めにはシンヂケートは妨害物であって、成行に任して置く方が、最上の救済策であった事を後から考え付き、自分乍ら愚かさを感じざるを得ない次第であります。海外市場に突進しなければならぬ場合に、シンヂケートと言ふ要害が出来て居るので誰も進んで敵陣へ切り込む者が無くなりました。即ち輸出を奨励しなければならぬ場合に、輸出を阻碍する機関を拵えたのであるから、それが無効有害に帰したのは当然であります」(『ダイヤモンド』大9・11・21 武藤山治「輸出綿糸シンヂケートの経過より得たる教訓」)。

- 31) 「融通資金返済延期」要請に対して、11月10日、為替銀行団は次のような条件においてこれを承諾した。
1. 組合員より損失分担予想額に対する手形約750万円を内地銀行団貸付額と為替銀行団貸付額とに按分し、為替銀行団に属する高を正金銀行大阪支店に差入れること。
 2. 輸出綿糸組合員及び紡績連合会より為替銀行に以前に提出した念書を書替えること。

また内地銀行団も同様な条件で延期の承諾を与えたのである。(『動播史』564頁)。かくして返済期日は、11月15日から12月31日までに延期されることになった。

32) この期の「操業短縮」については、とりあえず庄司・前掲書第9章、第9次操業短縮を参照。「4割操短」は11月初旬にさらに6ヶ月延長されることになったが、生産量は減少するどころか漸増傾向を示し、11月には14万余捆で4月の17万余捆に比して僅か1割7分の減少で、「大会社の中に於てすら、操短規定を守らなかったものも案外尠くない」（『ダイヤモンド』大10・1・1「綿業界再混乱の真相」とさえいわれた。かくて12月初旬、11月の生産高の増加にもとづき紡績会社へ批判が集中していったのである。（『同』大10・2・1「綿糸産額増加非議」）。しかしこの「操短問題」に関しては、たんに生産量の増減だけで論じられない複雑な利害関係、さらに紡績独占資本の支配機構の問題があるので、他日別稿で詳しく論じるつもりである。

33) 『ダイヤモンド』大9・12・1「シ団綿糸競売の経過」。

34) こうした最終処分案は紡績会社側との意見交換の結果立てられたものである。

1. シンデケートは期日どおりに解散し、別に有志が継続会社又は新組合を組織し、紡績会社の買戻しの背諾なき残荷を引受ける。
2. この後継会社引受値段はシンデケート特別委員が決定表示し、それ以上の値段で紡績会社と買取の有無を優先的に交渉すること、但し組合員は紡績会社から其の引受値段で買受けることができる。

（『動播史』565頁）。

その際紡績会社側は、損失分担額について綿糸布商側に負担不可能なる事態が生じるような場合は考慮の必要があるとして、組合当事者に質すところがあったが、「綿糸布側に於ても、大部分醸出し得る見込なるに依り」（深沢・前掲書96頁）、以上の如き結果をみることとなった。

35) 『ダイヤモンド』大10・1・21「輸出綿糸組合解散の顛末」。

36) 「自社製品市価の低落」に対する紡績会社側の憂慮は、この「処分案」が紡績会社側との交渉の結果であることを考えれば、主として資力の脆弱な中小紡績会社のものであったといえるが、大紡績会社においても、「処分値」がこれほど「安値」に決定されるとは思っていなかったであろう。綿糸商側にあっては、「豊富なる資力を有する大手筋によりて低値に近き安値にて買渡わるゝ惧あり」として反対し、全体を2分し一部を入札に抛り、一部を鞣売に抛り処分するという折衷案も出された。しかしまた、かかる投売的処分方法が組合に莫大な差損金を結果し、「疲弊せる糸商にては大決済期に際し多額の差損金を支払う上に新たに安値の処分品を買取りて差損金の埋合せを為すの資力もなく、比較的差損金負担の責任軽く資力豊富なるもの主として一部輸出綿糸商の利益するを傍観するの外なきことなり」組合目的たる救済に反すると内地綿糸商は大反対を唱えた。彼等は「此際差損金を納入すべ

きを以て残荷の投売の処分を延期し銀行団に対し融通資金借替の交渉あり度旨組合委員に提議し、紡績会社側にも懇請したのである。(『動揺史』566頁)。

- 37) この「自社製品買戻し」は、各社の個別判断にまかされたが、まず紡績連合会委員会会社(大日本紡、鐘紡、東洋紡、大阪合同紡、福島紡、岸和田紡、和歌山紡、倉敷紡、富士瓦斯紡)が承認し、その後シンデケート当事者の各社交渉が行なわれて他の会社も承諾することになった。従ってここにも、紡績連合会の一致決定を阻止する内部での利害対立があったと指摘できよう。
- 38) この時の会社買戻し平均値段は、1捆219円程度(『動揺史』566頁)にあたり、引受値段に比してはもちろんのこと、当時の現物相場に比してもかなり安いものであった。
- 39) なお、これまで述べてきた各関係諸団体の規約等の詳細については、『月報』339号(大9・11)「綿糸布総解合事情」(一)を参照のこと。

III

紡績業における恐慌対策の最大難関は先物契約の総解合であり、輸出綿糸組合の結成はその一部分(5、6月物)の解合を実行したものであった。

ところで、綿糸と至大の関係をもつ綿布商も綿糸商同様先物契約解合の必要に迫られていたが、輸出綿糸組合の結成に刺激され漸くその機運は高まり、大阪綿布商同盟会は実行委員を設けて協議に移り、大正9年5月物以降の先物綿布契約の総解合を行なうことを決定した。しかして「この総解合断行には値合金の軽減を条件とせるか」¹⁾つまりその主旨を共同救済に求めるか、あるいは市場安定の目的を以てするかに関して紛議が生じたが、こうした紛糾はたんに市場混乱を助長するだけであったため、値合金支払者の負担軽減を条件として市場安定の目的を果すことに両者の意見の妥協をとりつけ²⁾、6月28日、大阪綿布商同盟会総会において総解合建値(解合棒値)³⁾及びその実行方法を決議した。大略次の如くである。

1. 値合金の7割を切捨てたるものを以て確定値合金とすること、但し其の授受は各限月毎に順次行なわず全体を一纏に行なうこと。
2. 総解合の結果結局授受すべき確定値合金の3分の1は本年7月25日限り決済す

可く、残り3分の2は之を5等分し本年8月より同12月に至る5箇月間毎月25日限り其の1を決済すべきこと、但し確定値合金の決済は総て現金によること。

- 3 5月以降受渡す可き約定に基づき既に現物の受渡を完了せるものに就ても棒値と約定値段との差額の7割の軽減をなすこと。
- 4 値合金算出後支払不能に陥りたる者に就ては其の7割を切捨てたる確定値合金を以て其者の債務額^(マ)とし切捨前の全額値合金に廻らざること。
- 5 確定値合金の分割払に当り債務者が支払不能に陥りたる時は其の残額につき期限の利益を失い其の支払不能となりたる時に於て期日致来せるものとし且値合金7割切捨の利益を失うこと。(『動播史』567～568頁)

またこの総解合に際して、東京をはじめ名古屋、京都の綿布商との協調を図り、できるかぎり同時解合を行なうことの方針をも確認したのである⁴⁾。

こうした綿布商仲間取引総解合の進展のなかで、綿布商は、綿糸の総解合が実現しないかぎり綿布総解合決済の現実的意義は失われるとして、綿糸商に対してその総解合を慫慂することになったのである。他方綿糸商側にあつては、輸出綿糸組合の成立により、ひとまず5、6月渡物の解合を実現できたが、7月物以降の先約製品については、おりからの市場の悪化傾向と重なり、その高値契約製品の引受け難はいよいよ深刻なものになっていったのである。

「勿論大阪側と雖も解合の必要は之を認め、又何れも希望しつゝありと雖も、関係拡大取引複雑にして容易に一致点を見出し難く、殊に問屋の多くは機業家と取引ありて、此等の関係を考慮せざるべからず、為めに一層行悩み、一時全く混沌たる観ありしより、中には凡ての先約を消滅せしめ、全然白紙に帰せしめんとするなど乱暴なる説を為す者すら生ずるに至れり。されど斯かるは因より会社の耳を傾くべくもなく、管に先約還元を聴かざるのみならず……絶対に解合に應ぜざる為め、綿糸商も何等解決の途を講ぜざるべからざる事となれり」。

(『ダイヤモンド』大9・6・21「綿糸解合の経過」)。

かくして、綿糸商もここに仲間取引総解合を行なうことを決定し、内地綿糸商及び輸出綿糸商は相協力することとなった。内地綿糸商は6月14日、輸出綿糸商は翌15日、それぞれ協議会を開らいて各自5名の協調委員を選定し、この協調委員会に仲間取引総解合の審議を委ねることにしたのである。

さて、両協調委員は数次会合を重ねた結果、まず、7月以降先約品解合について、その値合金の7割打切、3割決済の条件を設定し、続いて輸出綿糸商側協調委員の提案になる5、6月物値合金軽減説の協議に移ったが、両者の利害は対立し協議は一時紛擾の態をなしたが、結局、6月物に対してのみ特に輸出綿糸商側の主張を容れ、打切率5割、決済5割の新条件を付加することで協議がまとまり、協調委員はこの決議案を両同盟会に提示することになった。輸出綿糸商同盟会においては、その有力者が6月物の買方であったため、この協議案は積極的に支持されたのであるが、しかし他方、内地綿糸商同盟会にあたっては、その利害関係から異論続出し、ついに協議案拒否という決議を行なうにいたった。

内地綿糸商側における反対理由は、ひとつは7月物以降の打切率が高く売方の損失を増大させるということにあったが、主要な理由は、輸出綿糸商側の要求になる6月物に対しての新条件にあった。すなわち「5、6月物値合金は既に一部決済が行なわれ且つ対紡績会社及対地方機業家関係に於ても既に実行せる解合を基礎として其々解決を告げたるものあるに今又問題を逆戻せしむるは事態をして益々紛糾せしむるもの」⁹⁾であり、また6月物解合はその性格からいって「解合と称するも反対売買を辿らずして、シンデケートに対する荷物の提供者は現に買方であって、謂はゞ特種の解合であり、今次の解合と同一に語る事はできず、既に一旦確定せる6月物に対し、更に買方保護の新条件を加ふるは、売方の利益を無視するもの」⁹⁾であるとして、絶対反対の態度を表明したのである。

ここにおいて事態はいっきょに急転し、両者の解合協調は分裂し協調委員は辞職するという最悪の状態に陥ったのである。かかる事態にあつて、日銀大阪支店長は両者の協調分裂を憂慮し、両者の調停に乗り出したため、結局両同盟会の協議、綿糸総解合の再燃、両同盟会の互譲となつて、7月8日、大正9年7月以降翌年6月迄の先約製品の仲間取引総解合が成立することになった。解合極値⁷⁾はその限月毎に定めず、本年物(大正9年中)と来年物

との2種の建値として設定し、総値合金の授受は6割5分打切り、3割5分決済（確定値合金）となし、問題の6月物値合金決済については、その2割5分を打切り、7割5分を確定値合金としたのである⁸⁾。この解合条件及び方法を略記すれば次の如くである。

1. 解合による値合金は総ての限月に互りて之を通算し其6割5分を切捨てるものを以て確定値合金とすること。
2. 既に確定せる6月渡分値合金に就ては2割5分を軽減したるものを以て確定値組金とし7月以降渡分の確定値合金と差引すること。
3. 確定値合金は之を7等分し7分の2は7月25日限り支払い残り7分の5は更に5等分し8月より12月に至る迄の間毎月25日限り其1を支払うこと。
4. 値合金確定後支払不能に陥りたる者に就ては確定値合金を以て其者の債権額とし軽減前の全額値合金に遡らざること。
5. 確定値合金の分割払に当り債務者が支払不能に陥りたる時は値合金軽減の利益を喪失し且其残額につき期限の利益を失い其支払不能となれる当時に於て弁済期到来するものたること。
6. 確定値合金の授受は現金によること。 (『動播史』568~569頁)。

ところで、綿布商仲間取引総解合は、既に触れたように、東京側、大阪側両者とも解合細則を定め、棒値まで発表したにもかかわらず、その後解合はいっこうに進展せずいまだ紛糾を続けていた。いうまでもなくその原因は、両地間の仲間取引の総解合をめぐる、両者（大阪側綿布商と東京側綿布商）の利害が真向うから対立していたことにあった。すなわち、両者の解合条件における解合棒値及び確定値合金（打切率）に大きな差異があったのである。棒値についてみると、東京側はほぼ大阪側の解合建値を承認したのであるが、両地間取引で取組高の最も多い二巾金巾、三巾金巾、晒金巾の三種に限って、特に別個の建値を設け、これを大阪側に追認させようとしたのである。もちろんこのことは、東京側綿布商の利害に直接関係する重大なことであった。

東西の棒値を比較して明らかなように、東京案は大阪案よりもはるかに高位にあるが（第6表）、これは同時に値合金の差異を表現し、棒値が高位にあればあるほど値合金が少なくなるということを意味している。つまり、棒

第6表 東西解合棒値比較 (7.9月物, 単位円)

	東京案	大阪案	差引
△晒 金 巾			
駱 駝 500 番	19.50	13.50	6.00
金 山 寺 1000 番	18.00	15.75	2.55
△二 巾 金 巾			
茄 子	31.50	26.50	5.00
紺 千 鳥	31.50	26.50	5.00
桜 50 番	30.50	25.50	5.00
△三 巾 金 巾			
海 女	26.50	23.00	3.50
紺 鴨	25.50	18.00	7.50

資) 『ダイヤモンド』大9・8・1「綿布解合紛糾の真相」

値が高ければ高いほど買方に有利になり、低ければ売方に不利になるということである。いうまでもなく、東西綿布取組において、東京側綿布商はほとんど買方の立場に位置するのであるから、最も取組高の多い製品の棒値を高位に置き、値合金負担を軽減しようとするのは当然のことであった。また、打切率についても大阪側は7割、東京側が9割とそこに2割の較差が生じた理由を、あらためて説明するまでもなからう。棒値較差と同様、打切率が大きくなればなるほど確定値合金は減少し、買方にとってはますます有利になるのである⁹⁾。

「今度現われた、そして総解合の進行を妨げつゝある暗礁とは何か。更めて説明するまでもなく、大阪で買って東京で売ってをる筋の苦境が即是れで、それは八木日本綿花、東洋綿花(三井物産)等の東京へ支店を置いてをる向に係る事柄である。……於此処乎、大阪側に於て、第一回値合金授受の差迫れる今日、前記苦境に立てる筋は、東京に於る右の如き解合条件(既述した解合条件の差異—西川)より受くる困難を訴へて、値合金授受の到底円滑を期し難きを仄かすに至り、解合の進捗は茲に一頓座を来すに至ったのである。そこで、大阪側と東京側との協調問題が起った訳である。」

(『新報』大9・7・17 社説「綿布市場の暗礁」)。

しかしながら、両地間の解合条件に関する交渉も、双方各自、自己の利害に固執して交渉は行詰り、結局、第3者裁定委員を挙げてこの裁定に従うことになった。7月中旬、大阪側は喜多又蔵日本綿花社長、東京側は和田豊治富士紡専務を裁定者にして相互協調の任にあたせたが、いっこうにその解決の目処は立たず、かくて日本銀行総裁の斡旋により、さらに土方興銀総裁を加えて協議を重ねた結果、ついに確定率の成立をみるにいたり、8月26日東京市中及び東京・大阪間の綿布仲間取引総解合の細則を決定し、ここに6月以来紛擾を重ねた東西綿布総解合問題は、解決をみるにいたったのである¹⁰⁾。解合細則及び条件の内容は概略次の如くである。

1. 大正9年6月28日以前に成立せる大正9年5月1日以降受渡の約定に就ては限月の如何に拘らず利息を斟酌せずして値合金を差引通算し其8割を切捨てたるものを以て確定値合金とすること。
2. 確定値合金の3分の1は大正9年9月6日限り支払い残額は之を4等分し9月より12月迄の4ヶ月間に月賦払のこと。
3. 解合値段は別表大阪綿布商同盟会売買綿布解合建値段表に依ること。
4. 5月以降受渡の約定にして既に之を履行したるものに就ても総解合確値段を以て値合金を算出し其8割を軽減すること。
5. 値合金確定後支払不能に陥りたる者に付ては確定値合金を以て其者の債権額とし軽減前の全額値合金に遡らざること。
6. 確定値合金の分割払に当り債務者が支払不能に陥りたるときは其残額に付き期限の利益を失い其支払不能となれる当時に於て期日到来するものとし且値合金軽減の利益を失うこと。
7. 本解合による値合金は売買者本支店勘定を含むものとし又綿糸に関する値合金と相殺し得ること。
8. 本解合により生じたる確定値合金債権は之を譲渡するを得ざること。

(『動播史』573頁)。

〔注〕 第3項は「東京綿布総解合細則」より筆者が付加したものである。

以上の如き経過をへて、大阪における綿糸及び綿布の先物約定はともかくも仲間取引総解合を実現することになったため、大阪綿布商同盟会、大阪綿糸商同盟会、輸出綿糸商同盟会の三者は、各々三名の常務委員をそれぞれの実行委員中より選出し、解合実行及び値合会決済上の清算協調を図ることとな

った⁽¹¹⁾。しかし「綿糸布総解合はその形態は完全に成立したるも直合金の決済に至りては頗る渋難の状を呈し」⁽¹²⁾、相手側の承認を求むべき計算承認書の交換は遅々として進まなかった⁽¹³⁾。かくて総解合実行委員は、この局面打開策として「綿糸布総解合値合金の集中清算」を提案し、責任ある清算人をして値合金決済に関する一切の事務を取扱わせることにした⁽¹⁴⁾。

かくして、清算人は「綿糸布総解合値合金清算規定」⁽¹⁵⁾を定め、各関係当事者の総勘定表を作成してその清算にあたり⁽¹⁶⁾、第1回払込は解合細則による期日から約10日遅れた9月4日に実行され、第2回は9月13日、第3回は10月4日と漸次順調に払込を完了し、予定の如く12月末日をもってその一切の清算事務を完了したのである⁽¹⁷⁾。

ところで、これまで述べてきたように綿糸布仲間取引の総解合はとにかく一応解決をみたのであるが、綿糸布商にはこの仲間取引総解合のほかに、なおもうひとつの難問題が残されていた。いうまでもなくそれは、紡績会社との先物約定解合及びその決済の問題であった。

綿糸布商は早くからこの問題を重視し、すでに触れたように、当初、紡績会社に対しては綿糸引取延期を要請したが、紡績連合会は「引取延期に付ては当会の問題とせず各個の商議に依るべきものと御承知ありたし尤も金融の一事は当連合会に於ても大日本綿糸布商連合会の御希望とあらば何時にても其道を開くことに夫々協力すべし」⁽¹⁸⁾ということできりあわなかった。しかしその後、輸出綿糸組合の成立によって5、6月渡物解合が実現されるようになってくると、綿糸引取延期要請は紡績会社に対する解合要請となり、さらに綿糸布仲間取引総解合の実行によってその要求はいっそう強まっていた。なぜなら、いかに綿糸布商が仲間同志の総解合を実現したとしても、紡績会社から高値先約品の引渡を強制されることになれば、綿糸布商の苦境はいっこうに改善されないどころか、ひいては仲間取引総解合の値合金決済にまで悪影響を及ぼしかねなかったからである。

他方紡績会社側は、この問題に関しては初めから仲間取引におけるごとき均一的解合条件を拒否し「対問屋との取引に就ては、相手方の資力信用に応

じて個々に談合を遂げ、応分の値引をなさんとする」¹⁹⁾ という方針をあくまでも堅持していたため、その個別的交渉は当初なかなか思うように進まなかった。この紡績会社対綿糸布商との解合に関して、紡績界の実力者、鐘紡の武藤山治は次のように述べている。

「会社対問屋の取引も世間で憂慮して居る様な性質のものではない。会社対問屋には、夫れぞれ異った事情がある。即ち会社の中には、是れ迄、期日通り正直に契約を履行して来たものもあり、又値段が上がると、期日通りに引渡さず、所謂抜売りを行ひ、今日尚本年二、三月頃の契約品を引渡して居る会社もあると言ふ噂である。殊に、各社の売約時期が違ふ為めに、同じ時期に製出する同じ番手の糸にして六百円で売約して居る会社もあれば、五百円以下の会社もある。故に問屋と会社とが夫れぞれ各自の事情に応じて相談をまとめ、値引きすべきは値引きして行けば、それでよいのである。唯、此際、最も遺憾に堪えないのは、支払能力のある者でも成るべく少く支払はんが為めに、個人としては言ひ難い事も、組合としては言ひ易いので一会社対一問屋の取引関係を組合へ持出し、組合の力に依って有利に解決しようとして居る者がある事である。斯くの如きは、商業道徳上、甚だ面白からぬ事であるから、吾々紡績会社は断然組合との交渉を拒絶し、会社と問屋とが各自直接に示談することに決めた。そこで今日では、問屋側より夫れぞれ各自の実情を示して、値引の相談を申込んで来る様になったから、遠からず協議が纏まるであろう。故に別段大した心配は無いのである。勿論今回の変動は未曾有の事である。少数問屋の外は、完全に契約を履行し得る者が無い故、会社も誠意ある問屋に対しては、同情を以て相当の値引きに応じ先方の立ち行く様に取計ふ事を声明して居る」

(『ダイヤモンド』大9・7・21 武藤山治氏談「会社対問屋間の綿糸約定は如何に解決すべきか」)。

少し長い引用になってしまったが、そこには明らかに紡績会社側の態度が表明されており、たとえ両者の交渉が「互に秘密を守り発表せざること」²⁰⁾とされていたとしても、綿糸布商が紡績会社に対していかに不利な立場に立たされ、高額な値合金支払を強制されたかは おおよそ 推測されうるのである²¹⁾。既述の如く、5、6月渡物は輸出綿糸組合によって製品及び値合金の授受が行なわれ、7月以降渡先物契約品の紡績会社に対する個別的解合は、以上のような各社の態度如何という関係のうちに、8月に入っていよいよ進展していくことになった。とくにそれは小紡績会社に顕著にみられることであった。すなわち「会社は纏めて棉花代を支払った、株主へ配当もした、そこ

でモウ大分金がなくなっている。五月は綿糸代も綿布代も這ったが、六月は殆んど這入らない。七月もこの分では這入るまい。製品が金にならんで、金を食うばかりである。這入る方は這入らぬで出る方は容赦なく出る。このまゝで行くと七月が過ぎれば会社側にも金に困る者が出て来はせぬか。八月になったら火がつきはせぬか。若しそうでもなると、財界は益々救済し難くなる。益は近いた。田舎の益も遠くはない。会社としても解決を急ぐ必要がある」²²⁾ というように、蓄積資金の脆弱な中小紡績会社から対綿糸布商解合は始まり拡大していったのである²³⁾。

ところでこの紡績会社対綿糸布商の解合には主に次の3方法が使用されたと思われる。

- (1) 綿糸総解合の棒値を標準として売渡価格と棒値との差金を定め、その半額を切捨て、残りの半額を約束手形で払込ませるもの(但しこの場合契約の全部を解合することを条件とする)。
- (2) 契約数量の5割を約定値段で引渡し、残り5割を無償で解約するもの。
- (3) 受渡、解合、解約の三者を併せ行なうもの、例えば、契約数量の3割を受渡し、2割は棒値解合、残りの5割は無条件で解約するというもの²⁴⁾。

各社はそれぞれ事情に応じて上記3方法の何れかを採用していたと思われるが、大日本紡、鐘紡、東洋紡、合同紡等の大会社は「約定高の5割を無条件にて解除し5割を約定値段にて引取らしむるを原則とし、荷物引取を欲せざるものは約定値と時価との値合金を支払わしめ還元に応ずる」²⁵⁾ というように、主に上記(2)の方法とその変形たる還元の方法を採用していたことになる。この方法によると、製品の過半数は紡績会社の手持品になることになるが、巨大な内部蓄積を擁する大会社にはそれほど苦痛なことではなく、ましてや長期先物約定分の生産は事実上実現されないのであるから、手持品は操業短縮によって徐々に減少するのであり、さらにこの操業短縮に相当する分を自己に有利に解合ながら、市場滞貨品を一手に掌握し、今後の市場操作(支配)をより完全に実行していくための基礎を固めつつあったのである。それ

故、受渡不能による先物契約品の紡績会社への還元が、次期の利益に多大の損害を与えるといった懸念²⁶⁾は、決して現実のものとはならず、既に指摘済みの「廉売政策」に続く「価格吊上げ政策」が確かな効果を取め、値合金の順調な回収を保障するとともに、紡績会社に莫大な利益を結実したのである²⁷⁾。しかしながら、この「値合金」収受が紡績会社の収益そのものに占める役割はそれほど大きなものではなく、紡績会社にとっては、綿糸布商の倒壊を未然に防ぎ、流過程の正常化を早急に実現させるところに利害関心が集中していたのである²⁸⁾。

こうして紡績会社は、綿糸市況の展開及び四囲の事情（仲間取引総解合清算事務の進行状態等）に合せて綿糸布商の値引還元交渉にも応じ、「可成綿糸布問屋の要求を容れて約定値段と時価との値合金に相当の軽減を許し一部現金一部手形を以て支払はしむること」²⁹⁾にしたのである。かくて、綿糸布商対紡績会社の解合も、大正10年2月中にはほぼ解決をみることになったのである。

ところで、最後に残された解合問題、綿糸布商と地方機業家の解合は次の如くであった。

「原料商、機業家、買継商及び問屋間に存する多額の売買約定は到底其儘受渡を履行すること不可能にして此は其々解合還元の方法に依り其解決を計るの外なかりしか、当事者間の利害一致せざる為め容易に其交渉纏まらざりしも結局各地共に値合金の一部支払によりて妥協の成立を見たり」

「対地方機業家決済は綿糸問屋より原糸を売約して綿布を買約せる関係にあるものは比較的解決容易なりしも相当有力なる織布会社にも糸商組合が値合金の三割五分の支払なれば、機業家は其三割五分即ち全値合金の一割二分位より以上支払を為す能はずと主張せるものありしが如き状態にて概して七割五分乃至八割の軽減程度にて大部分八月中に解決を見たるが如し」

（『動播史』577頁、569頁）。

- 1) 『動播史』567頁。
- 2) 「総解合は共同救済の主旨を以てするか市場安定の目的を以てするかに付ては値合金負担の可能的軽減を条件とし後者に拠ること」（『月報』340号〈大9・12〉「綿糸布総解合事情」(一)）。
- 3) 「解合棒値一覧」については、『月報』同上参照。

- 4) 東京綿布商は早くから総解合の方針を確定し、5月末に棒値、確定値合金及びその決済方法を定め、大阪側に賛同を求めているが、両者の協調ならずして終わった。しかし、6月28日大阪側の総解合が成立して、東京側に於ても6月30日、改めて棒値を定め、その1割を確定値合金として総解合を行なうことを決定した。(『動揺史』573頁)。なお、ここでは京都、名古屋の綿布総解合について割愛する。
- 6) 『動揺史』568頁。
- 5) 『ダイヤモンド』大9・8・1「綿糸問屋仲間総解合成立の顛末」。いうまでもなく、こうした両者の対立はそれぞれの利害関心の差異に基づくものであるが、輸出綿糸組合の設立そのものが、特に紡績会社の製品受渡しという当面の利害に深く根差して、それ以降の製品についての問題、あるいは仲間取引の問題を一切不問にしていたというところにも原因があったのである。それは、既に触れたように、輸出綿糸組合の解合棒値がかなり高値に定められ、それ以後の綿糸相場が下落を続けるにもかかわらず、そこにおける損失は全て綿糸商に負わせていくといった「救済対策」そのものに起因しているといえよう。従って綿糸商が、増大しつつある自己の損失分担をいかに軽減せしめるかということで内部抗争を続けるのもしごく当然のことであった。
- 7) 「解合棒値一覧」については、『月報』340号(大9・12)「綿糸布総解合事情」(二)。
- 8) 東京綿糸商側においては、7月以降受渡物の解合がまだ決定されていない時点で、大阪側が東京側に協同を申込み、かくて8月5日、大阪側とはほぼ同じ条件で7月以降先物の仲間総解合を決定した。(『動揺史』572頁)。しかし『ダイヤモンド』大9・6・11「綿糸救済の経過」は、7月以降先物に関して6月7日、既に棒値を決定し、解合が実行され、一部その決済さなされていると報道している。
- 9) 「例えば棒値五円の相違は一口の契約(普通150俵、1俵50反)に於て三万七千五百円の差点を生ずべく百口の契約者は三百七十五万円の損益を生ずる勘定なり)」(『動揺史』573頁)。
ところで、「東京方が財界好況時代に買占めた数量は、海女に一例を取ると、七九物で三万俵、十先物で二万五千俵に上って居る」(『ダイヤモンド』大9・8・1「綿糸布解合紛糾の真相」)ので、この利害対立の深刻さはおおよそ推測されよう。
- 10) 両者の譲歩の結果は、「棒値は大阪側の決定に大体準拠することゝして、値合金は八割を切捨て二割決済に定め(大阪仲間取引)は七割切捨て三割決済)本月六日第一回の決済として、決済額の三分の一を支払はしめ、残余は九、

十、十一、十二月の各廿五日四回に分ちて決済済み」というものであった。
(『新報』大9・9・4 商品市場「綿布解合の経緯」)。

- 11) 常務委員名については、『月報』340号(大9・12)「綿糸布総解合事情」(≡参照)。
- 12) 同上。
- 13) 『月報』(同上)及び『動搖史』(570頁)は、この理由として次の5点をあげている。
 - ① 綿布総解合における大阪側と東京側との解合条件の交渉難。
 - ② 綿布、綿ネル、モスリン等の決済難。
 - ③ 綿業界の前途が容易に回復の見込みがない。
 - ④ 相手方の調印交換未了を口実にした拒否あるいは遷延。
 - ⑤ 自己の窮態を糊塗するために故意に承認書交換の実行難を吹聴する。
- 14) 解合実行委員は、解合も値合金も既に解合申合の調印及び解合細則の承認によって確定されており、計算承認書の調印交換はたんに決済上の便法にすぎないものであることを説明し、関係当事者の誠意ある行動を再三要望した。しかしその進捗は依然遅々とし、値合金決済が規定期日までに果して実現できるかどうか危ぶまれてきた。そこで実行委員は協議を重ね、結局7月20日に「集中清算方法」を採用することに決め、毛戸勝元博士の立案になる綿糸布総解合値合金清算規定を承認し、毛戸氏を責任ある清算人として値合金決算に関する一切を委嘱することにした。この集中清算方法とは、各関係者が計算承認書の調印、交換の有無にかかわらず、その計算を基礎とする一定様式の勘定表(綿糸布総解合確定値合金表及び同7月分合併勘定表)を各相手別明記の上作成し、綿糸布総解合清算事務所に届出、清算人の監督のもとにその突合せを行ない、受払両者を整理した総勘定表を作成し、これにもとづいて総決算を実施するというものである。(『月報』340号(大9・12)「綿糸布総解合事情」(≡))。
- 15) 『月報』同上参照。
- 16) 綿糸布関係者中には既に事実上支払不能に陥り、清算手続より除外された者7名、受払方相殺あるいは相手方との合意によって清算に無関係な者3名従って、総解合当初にあって関係者総数150名(大阪綿糸商同盟会18名、大阪綿布商同盟会144名、輸出綿糸商同盟会48名、計210名、そのうち各同盟会に重複加盟するもの60名)であったが、上記の10名のほか、先物約定を有しない者及び既に決済を終了した者37名を除いて、結局清算事務所にて決算をなす者は111名となった。第1回払込は、払方60名、受方51名、総払込額534万7,818円60銭を算した。しかるにその後、さらに7名(内1名は住友銀行が第1回分割払込分を承諾)の支払不能者(総額57万144円79銭)が現

われ、結局払方53名、受方51名、総払込額については、「関係債権者は清算事務所に対し代払を為すこととなり、ために総清算尻の払方たる者は追加払込を為し、又受方たる者は受取分より控除せられ、又は受方より転じて差額だけの払方とし、追徴の要求せらるゝを余儀なくせられ、斯くして其完了を見た」のである。(『月報』340号〈大9・12〉「綿糸布総解合事情」(三))。

- 17) 第2回受払金額は215万3,372円39銭(払方55名、受方47名)、第3回受払金額は215万199円56銭であった(『月報』同上)。なお、値合金支払不能者13名中5名は綿糸布関係者のみで整理することはできず、残8名が清算事務整理部で整理されたが、その結果は確定値合金債務総額1,381万8,043円93銭、予定配当金527万2,859円84銭となり、これを大正10年5月迄に配当終了することになった。(『動播史』571頁)。
- 18) 『月報』333号(大9・5)「本会記事」。
- 19) 『ダイヤモンド』大9・6・21「綿糸解合の経過」。
- 20) 『動播史』569頁。
- 21) 綿糸布商の主張は、「問屋が資産負債状態を打明け、之に応じて対会社問題を解決する事は、破産の場合に等し。斯くの如きは紳商の面目を傷つけるもので、問屋の忍び得る処ではない。会社と問屋との実況に応じて一律に解決の方法を定め、之に依って先約の始末を付けたい」というものであった。(『ダイヤモンド』大9・8・1「紡績界の現状及び前途」)。
- 22) 『ダイヤモンド』大9・7・21「紡績会社金融如何」。
- 23) こうしたことは、紡績会社側において、この対綿糸布商解合問題をめぐって利害対立があったことを意味し(『ダイヤモンド』大9・8・1「紡績界の現状及び前途」)、紡連非加盟の小紡績会社はさらに不利な立場におかれたのである。
- 「当社は創立後日尚ほ浅く、紡績連合会に加入して居なかつたため、解合に際して甚だ不利なる立場に立たされ、解合値合金を取得する事が出来なかつた」(『ダイヤモンド』大10・11・1「小田原紡織の前途」)。
- 24) 『新報』大9・8・21 放資「東洋紡の下期如何」。
- 25) 『動播史』569頁。
- 26) 『新報』大9・8・21 放資「東洋紡の下期如何」。
- 27) 『ダイヤモンド』大9・11・21「紡績会社の下期成績と其前途」において、たとえ先物契約高がそのまま生産されても、5割の高値契約品処分は、紡績会社に少しも損害を与えないことが指摘されている。まして翌年物の生産は現実には実行されないものであり、この値合金は以前の手持原棉の「原価償却」に充当され、操短効果による現物相場の高値は、それだけ紡績会社に利益をもたらすことになるのである。
- 28) 鐘紡、東洋紡、大日本紡、合同紡の4大会社が、債務額千数百万円をもつ

大阪でも有数の綿糸商、岩田商事に対して破産申請という断固とした処置をとれたのは、もはやかかる大綿糸商の破産によっても、綿業流通界は何等の影響を蒙らないと判断したからであろう。(『ダイヤモンド』大10・2・11「財界概況」)。

29) 『動播史』569頁。

IV

大正9年3月の「戦後反動恐慌」は、「恐慌が好景気の絶頂から一転して商品の過剰生産として、過剰商品、過剰取引として現象するという意味ではこの恐慌はもっとも明瞭な姿をしめしたことである。綿糸生産をはじめとして、また輸入品にわたっても取引の過剰、商品過剰を現出する」¹⁾ という点で特徴的な性格をもつ、と指摘されてきた。しかしまた、この「取引の過剰・商品過剰」に対する「救済対策」もこれまでのどの恐慌にもみられなかった規模と積極性をもって実行されていったのである。

綿糸紡績業界においては、この恐慌対策は輸糸綿糸シンデケート、総解合、清算及び整理の方法によって展開されたのであり、われわれは本稿においてその経過と実態を明らかにしたのである²⁾。

ところで、この綿業界の恐慌対策について、「シンデケート成立当初の目的之を觀れば、全く不成功に終ったと言える。即ち其目的たる共同救済は何等其処に発見する能はずして、寧ろ暴落過程にあった糸価を人為的に一時緩和し喰止め得たにすぎない、結局加速度を以て暴落しつつあった糸価が遂に漸落歩調に転ずる所となったから、従ってその効果も実現するに至らなかったのである」³⁾ という見解がほぼ大勢を占めている、確かに「輸出綿糸組合」は、その目的にそくしてのみ評価されるならば、明らかに失敗であったといえる。しかし、輸出綿糸シンデケートそのものの意義はそうした「目的」を基準とする主観的判断にあるのではなかろう。このシンデケートは、当初の目的である綿糸輸出を結果において実現することはできなかったが、その間、綿糸輸出そのものは順調に増大し市況回復の重要な要因のひとつと

なっていたのである。いうまでもなくこのことは、輸出綿糸シンデケートの犠牲において、有力な紡績会社及び綿糸布商が、自己の手持製品を国外市場にはきだし、客観的には輸出ダンピングによる過剰商品の処理が実行されていったことを意味しているのである。

そればかりではなく、この輸出綿糸シンデケートの成立は、恐慌による暴力的な価値破壊を阻止し、いっそうの市価低落の下支えとして機能しつつ、綿糸布商仲間取引総解合によるより徹底した「共同救済」及び市場回復実現への途をも拓き開いたのである。

しかし、こうした輸出綿糸シンデケート及び仲間取引総解合が、恐慌対策として現実的効果を収めるためには、いまひとつ紡績会社の強大な援助が必要であった。すなわち、巨大な蓄積を擁し強力な資本支配力を掌握する紡績会社という物質的基礎の存在なくしては、この恐慌対策そのものが、不可能であったということなのである。したがってかかる綿業界の恐慌対策は、紡績会社の利害関心を基軸として展開され、それ故にこそはじめて恐慌対策としての客観的（歴史的）意義をもちえたといえるのである。かくして「其の反動来に因る混乱が大阪が一番激しかった事は当然のことであるが、而も其の中心舞台と見做された綿業界が、多くの面倒な問題が蝟集して世間注視の焦点となったに拘らず、恐慌の端を自ら此処に発しなかつた事と、横浜の混乱と選を異にして、余儀ない犠牲者の少数を出した外、一般的には同業者間に於ける決済を無事に結了し得たのは誠に驚異の事」⁴⁾であったとさえいわれたのである。そして、初期における綿糸布商の若干の倒産を除いて⁵⁾、この恐慌対策の成立以後においては既に指摘したように、倒産にいたった綿糸布商は13名にすぎず、従来指摘されてきたほどの長期かつ広範な投機的活躍の実勢であったにもかかわらず、その支払不能はこの「救済対策」を決して震撼せしめるものではなかったのである。

こうした結論において、われわれは、この恐慌が「恐慌としてはもっとも典型的（古典的な恐慌）な様相をしめした恐慌」⁶⁾であるという規定を問題にすることになろう。確かに「従来のどの恐慌にもみられなかつた猛烈な過

剰取引および商品の過剰として現象した」⁷⁾ 恐慌ではあったが、しかしそこにおける紡績業は「実に空前の大混乱に陥り、斯業の繁栄期も終熄したものと如く思われたが、其後の実際に於ては依然として高率の配当が行はれて居る。即ち鐘紡は七割の継続、東洋紡は倍額増資をして三割、富士紡は稍願勢を現はしたが、尚二割を行ひ岸和田は六割、福島は五割、日清紡は三割…多くは最好況期の配当、若しくは其れと大差無いものを続けて居る」⁸⁾ という状態を維持しており、こうしたことは、本稿において明らかにしてきたごとく、紡績業における過剰生産の処理過程が、これまでのどの恐慌にもみられなかった強力な恐慌対策の展開過程として実現され、繰り返しにはなるが、それが強大な蓄積を物質的基礎とする紡績会社の存在によってはじめて可能にされたということをや、あますところなく証言しているのであり、こうした点にこそ、この「戦後反動恐慌」のもっとも特徴的な性格を見出すのであり、そうであるが故に、この恐慌をもって「古典的な恐慌」と規定することに疑義を感じるのである⁹⁾。もちろんこのことは、「大戦景気」そのものの性格にも深くかかわる問題であり¹⁰⁾、「恐慌過程」全体の明晰な分析にもとづいてはじめて可能な結論であることはいうまでもなからう。したがってわれわれはさらに立入って、この恐慌をその全過程において把握する作業に取組まねばならない。いずれ別稿において期したいと思っている¹¹⁾。

1) 大島清『日本恐慌史論』(下) 107頁。

2) もちろん、この恐慌対策としてぜひとも「操業短縮」の問題を取り上げねばならず、操短問題はこれまで述べてきた輸出綿糸シンデケート、仲間取引総解合と不可分の関係にあるのではあるが、同時にそれは恐慌期に低迷する紡績業全体の動向にも密接な関連を有するため、ここではその問題をやむなく割愛することになったが、他日別稿において論じるであろう。

3) 深沢・前掲書 99~100頁。井上準之助『戦後に於ける 我国の経済及び金融』(83~84頁)及び三瓶孝子『日本綿業発達史』(175頁)の評価もこれに近いものである。こうした意見は、先に指摘しておいた武藤山治「輸出綿糸シンデケートの経過より得たる教訓」(『ダイヤモンド』大9・11・21)における見解と同一の立場にあり、「共同救済」を過小評価する代表的なものである。これに対して、高橋亀吉氏(前掲書・339頁)は、この「共同救済」をある程度積極的に評価して

いるが、それが日本資本主義全体のなかで有する意義については不問のままである。その他の著書においては、既に指摘したように（I・注記2）、この評価についてはほとんど触れられていない。

- 4) 大阪綿糸商同盟事務所編『大戦後に於ける綿業界の動揺の回顧』19～20頁（高橋・前掲書 297～298頁より再引用）。
- 5) 『動揺史』は「綿糸布業者の破綻」と題して、「前年来斯業好況の白熱化せる半面に於て金融引縮の傾向漸く甚だしく当業者中自己の資力技術を顧みず過度の取引を行ひ、綿、株、米の定期に手出しせる者の間に蹉跎者漸く多きを加へしか、今次の反動に際して破綻者の暴露頻出し、大阪を中心として其影響各地に波及し将棋倒れの惨状を見るに至れり」（509頁）と指摘し、3月より7月15日迄の「綿糸及綿布商」の倒産を36件と記述している（534頁）。しかし既に触れたように、このうち7件が大阪綿糸布商同盟会に所属するものであり、残りは基礎の脆弱な中小の投機的商人に限られ当然破綻すべき運命にあったものばかりだったと推測される。しかもこの破綻者36名が全国統計であり、大阪に限定すれば、その投機の規模からして、むしろ少ない倒産件数であったと考えられるのである。
- 6)7) 大島・前掲書 164頁。
- 8) 『ダイヤモンド』大10・10・1「紡績業の現状と前途」。
- 9) こうした「規定」の背景には、この恐慌以後、いわゆる慢性的不況過程が続くのであるが、この「慢性的不況」を独占資本の形成あるいは成立と関連づけて、その意義を確定しようという方法論上の問題が横たわっているのである。従って当然「この恐慌以後になると……蓄積がすすめられる手段として企業の集中が有力な手段として現われてくるとともに、生産制限その他の、いわば企業自身による統制手段がとられるようになり、恐慌は爆発的に商品の過剰あるいは取引の過剰状態をもってその規模や激しさをしめすものとはならなくなる」（大島・前掲書107頁）のであり、ここに「慢性的不況」期が設定されることになるのである。しかしわれわれは、この「慢性的不況」についても、既に確立した独占資本の蓄積機構との関連で論じられねばならないものと考えているのである。それは、まさに独占資本が、恐慌による暴力的な価値破壊を、独占資本たる自己の地位に有利に利用しつつ、「恐慌対策」の実現によって未然に阻止するという、かかる特有な整理過程の問題として、この「慢性的不況過程」を把握しなければならないということなのである。
- 10) 拙稿・前掲論文参照。
- 11) 本稿においてわれわれは、紡績業における独占資本の問題を後景にしりぞけ、たんに紡績会社一般として取扱ってきた。もちろん、この紡績会社の動向は、われわれの問題意識の上からいっても「独占資本」との関連のなかでさらに追究されねばならず、別稿ではその点を明らかにし、この恐慌対策と紡績独占資本との内的関連を積極的に意義づけようと考えているのである。（1971・2・10）